

国文学研究資料館所蔵『寺院明細帳』

鹿児島県』について（一）

栗林 文夫

はじめに

鹿児島県の寺院は明治初めの廃仏毀釈で全廃されたため、現存する寺院はその後復興されたものばかりである。明治九（一八七六）年九月五日のいわゆる「信教の自由」の布達以後、仏教各宗派は鹿児島県に布教師を次々と送り込み、自宗の教義を広めていった。

その結果、次第に寺院は増加し、明治二十一（一八八八）年に三九ヶ寺、同三十（一八九七）年に七十ヶ寺、同四十三（一九一〇）年に一五〇ヶ寺、昭和十（一九三五）年に一九四ヶ寺を数えるまでに増加していった^①。令和七（二〇二五）年三月末、仏教系宗教学法人数は四六二を数えるまでになっている^②。

この寺院全廃から復興を遂げていく過程を概観できる基礎史料が実は少ない。例えば、『鹿児島県地誌』や『鹿児島県統計書』などが知られるが、それでも全てがカバーできる訳ではない。その罅を補う史料のひとつが、ここで紹介する『寺院明細帳 鹿児島県一・二』である。

一 『寺院明細帳』について

『寺院明細帳 鹿児島県一・二』は、国文学研究資料館が所蔵する「文部省調査局宗務課引継文書」の中に含まれる。この文書群は「神社関係史料」と「寺院関係史料」に分かれており、前者は戦後に内務省神祇院から文部大臣官房宗務課へ引き継がれ、後者は文部省調査局宗務課が所蔵していた。それが昭和三

十六（一九六二）年四月に、文部省大学学術局史料館（のちの国文学研究資料館）へ移管されることとなり現在に至っている。

内容は、神社明細帳五五七冊、寺院明細帳一四八冊、仏堂明細帳九十冊の合計七九五冊から成る。明治維新以降幾多の変遷を遂げて、明治十二（一八七九）年に現存の『神社明細帳・寺院明細帳』が整備されることとなった。これらの明細帳は「国家の公簿」として機能し、ここに不記載であれば、「其社寺ハ廃止セラレタルモノ」として扱われた。

書式については、明治十二年六月二十八日に出された内務省達乙第三十一号「神社寺院及境外遙拝所等明細帳書式」に詳しい規定がある（神社明細帳の書式は略^③）。

神社寺院及境外遙拝所等明細帳書式（抄）（明治十二年六月二十八日、内務省達乙第三十一号^④）

△寺院明細帳書式

何府 何郡何町何村何字何
何宗何派
一本尊
一由緒
一堂字間敷
一境内坪数并地種
某 寺

一境内仏堂幾宇

某堂

本尊

由緒

建物

一境内庵室幾宇

某庵

本尊

由緒

建物

一境外所有地

耕地段別

何町字何

地価金額

山林段別

何町字何

地価金額

宅地段別

何町字何

地価金額

一檀徒人員

一管轄庁迄ノ距離里数

以上

この明細帳は、これ以前に作成された明細帳を更に精密に、実態と実数を把握することを目的に作成された。府県は右の書式をもとに、「神社明細帳」「寺院明細帳」を書き上げた。出来上がった明細帳は各郡別に目録を付して編綴され、明細帳記載事項に異動があった場合には毎月とりまとめて本省へ報告させた。本省と府県に常に同内容のものが備え付けられていた。

寺院の所管が内務省宗務局から文部省宗務局へ変更された大正二（一九一三）年の神社明細帳書式改訂に準拠して、寺院の管理情報の適正化が図られ、昭和初年頃まで、「寺院明細帳」は文部省宗務局で清書されて新たな公簿の作成がなされた^③。

鹿児島県の場合は、①文部省宗務局旧蔵の神社明細帳は残存せず、鹿児島県庁学事法制課に「神社明細帳」三冊が残存、②文部省宗務局旧蔵の寺院明細帳（本稿で紹介する『寺院明細帳 鹿児島県一・二』のこと）だけ残存し、県には残っていない。

二 『寺院明細帳 鹿児島県一・二』について

本史料の書誌情報についてまとめておきたい。国文学研究資料館の所蔵で、同館のホームページ上でカラー画像が全文公開されている（二〇二六年一月十五日閲覧）。

野紙には「文部省」の柱題があり、一頁当たり十三行ある。文部省に所管が移った大正二年から昭和十四、五年頃迄作成されたと思われる。「鹿児島県一」と「鹿児島県二」に分かれており、「鹿児島県一」に一七五ヶ寺、「鹿児島県二」に二十二ヶ寺、合計一九七ヶ寺が記載されている。

「鹿児島県一」では、「由緒」の項目に見える最も遅い年号が、大正十三（一九二四）年（No. 60・116、凡例7の寺院ごとの通し番号に対応、以下同）、最も遅い訂正年月日が、昭和九（一九三四）年五月二十九日（No. 1・107）である。

書式としては、「明細書（又は明細帳）」で書き始め、以下、所在地・本寺・宗派・寺院名、本尊、由緒、本堂・庫裡など建造物の間数、境内地（広さ・地種・所有者）、什宝物・基本金など、その他、開基・住職・永続資本金（基本財産）などが記されている。

「鹿児島県二」では、昭和二（一九二七）年六月三日（No. 176）から昭和十五

(一九四〇)年三月八日(No.196)までの年代が見える。「鹿児島県一」に漏れていた寺院、成立年が新しい寺院が書き足されているようである。「由緒」の項目に見える最も新しい年号が昭和十四(一九三九)年(No.196)である。

書式は、朱書きによる公文の文書番号、所在地、宗派、寺院名、本尊、由緒、本堂・庫裡などの建造物、門徒数、境内面積、管轄庁までの距離などが書かれている。「鹿児島県一」とは少し異なっている。

「鹿児島県一」は恐らく一人、「鹿児島県二」は数名の筆跡から成っており、内務省から書式が示されていたが、記入した人によって書き方が微妙に異なっているようである。これは文部省で筆写した際、もともなった原稿そのものがバラバラであったためかもしれない。

註

- (1) 鹿児島県の寺院が全廃されてから復興していく過程は、拙著『廃仏毀釈はなぜ起きたのか』(山川出版社、二〇二六年)を参照。
- (2) 鹿児島県ホームページ「系統別、宗教別宗教法人総括表」(二〇二五年十二月十一日閲覧)。
- (3) 国文学研究資料館 史料館『史料叢書7 社寺明細帳の成立』解題(名著出版、二〇〇四年)。
- (4) 『社寺明細帳の成立』三三三・三三四頁。
- (5) 『社寺明細帳の成立』解題。

三 『寺院明細帳 鹿児島県一・二』の翻刻

【凡例】

1 国文学研究資料館所蔵『寺院明細帳 鹿児島県一・二』を底本として全

文を翻刻した。

2 翻刻に当たっては、同館のホームページに公開されているカラー画像と、黎明館調査史料室で保管しているマイクロフィルム画像の紙焼きを利用した。

3 字体は一部を除いて原則として常用漢字を用いた。

4 文中に適宜、読点「、」と並列点「・」を付した。

5 朱書箇所は『』で囲んだ。

6 筆者が附した註は「」で囲んだ。

7 各寺院の書き出し冒頭には便宜上、算用数字で1〜197まで通し番号を付した。それに伴い、各丁表の左上部に記された市郡毎の通し番号は省略した。

8 各冊初めにある市町村毎の目録は省略した。

寺院明細帳 鹿児島県(一)

1 明細書

鹿児島県管下薩摩国鹿児島市長田町三七

総本山高野山金剛峯寺末

〔頭注〕「昭和九年五月二十九日、九年鹿部八号派名訂正」

『古義』真言宗 最大乗院 教王山 護国寺

一本尊 不動明王

一由緒 明治十二年十一月八日創建認可、開業基権大講義草家大仙

明治四十四年十一月十五日誤謄訂正願出、四十五年一月十三日稟申、同年一月廿五日宗第五二号ヲ以テ認可、指令ニ依リ同月卅一日指令甲第三二八号ヲ以テ許可、

一堂宇間数

一 境内坪数并地種
 本堂 桁行六間 梁行五間五合
 庫裡 桁行十二間 梁行四間
 石庫 桁行三間 梁行一間五合
 鏡揚堂 桁行一間五合 梁行一間五合
 書院 桁行六間 梁行四間

一 境内仏堂 一字 聖天堂
 市街宅地壹千壹百廿八坪四合七勺 最大寺院名受(粟力)

本尊 天聖歡喜天

由緒 未詳

建物 桁行二間五合 梁行一間五合

明細書

鹿兒島県管下薩摩国鹿兒島市新町裏通

真宗東派

本願寺別院

一本尊 阿弥陀如来

一 由緒 明治九年十一月、第二大区第十三小区五百二十番地松田市治家宅

借受、仮別院創テ設置、同十年兵乱ノ際、所々へ移転、同十一年

六月民有地借受、九月廿六日再建許可、

一 境内坪数 四百十五坪五合四分二尺六五 民有地

一本堂間数 桁行拾間 梁行拾貳間半

向拝 桁行三間 梁行半間

一 門 口貳間半

外ニ非常用意門口六尺

一手洗水石 高二尺八寸

但、屋根屋形 桁行一間 梁行半間

一 台所並物置 壹棟 桁行十一間 梁行二間

一 門番部屋 桁行三間(間力) 梁行二間
 一 住職 東派本願寺住職大谷光勝兼任

明細帳

鹿兒島市長田町字滑川

總本山比叡山延曆寺末

天台宗 常樂院

一本尊 阿弥陀如来

元和五年八月鹿兒島山ノ口通ニ創建、開祖長倉淨徳院、其後火災ニ罹リ、元禄年間鹿兒島郡下荒田村ニ転シ、明治三年三月旧鹿兒島藩ノ時廢仏セシカ、明治十三年一月廿七日復寺、

一堂宇間数(本堂 三間 庫裏 二間三尺 四間)

一方丈 二間三尺 四間

一 境内坪数並地種 百五拾坪 常樂院受

明細帳

鹿兒島市上龍尾町

本山清浄光寺末

時宗 浄光明寺

一本尊 阿弥陀如来

一 由緒 創立不詳、文久三年兵火に罹リ焼失、明治十六年二月再興許可、

一本堂 四間

一 庫裏 四間

一 門 間口壹間三尺

一 境内地 貳百廿七坪壹合五勺 民有地 寺受

明細帳

鹿兒島市易居町字堀之面

知恩院末

浄土宗 不断光院

一本尊 阿弥陀如来

一由緒 明治十四年十月三十一日創建許可、

一本堂 桁行八間 庫裡 同八間
梁行九間八合 同六間

一境内 五百六十八坪 寺受

明細帳

鹿兒島県鹿兒島市松原町五十五番地

臨濟宗大本山相国寺派

南洲寺

一本尊 釈迦如来

一開山 独園大和尚

一由緒 明治九年十月、本派前管長故萩野独園^{〔歿方〕}本山相国寺ノ説教所ヲ創設

ス、初メ菩薩堂通ニ在リ、十年兵燹ニ罹リ、十一年一月今ノ地趾

ニ移転ス、爾来西郷南洲及殉難志士ノ為ニ追福ヲ修ス、明治四十

年三月三十日付指令兵甲第一六七二号ヲ以テ公称寺院創設ノ件

聞届ラル、

一堂宇 二字

本堂 合築 梁行十一間
庫裡 桁行七間半客室 壹宇 梁行五間
桁行六間

一境内堂宇 二字

観音堂 壹宇 梁間參間
桁行參間

本尊 観音菩薩

明細書

鹿兒島県鹿兒島市東千石町

真宗本願寺派

本願寺別院

一本尊 阿弥陀如来

一由緒 明治九年九月五日信教自由ノ布達ニヨリ、同年同月廿六日小田仏

乘山命ヲ蒙リ出張ノ上、地方庁ノ許可ヲ経テ当市泉町田原喜助ノ

家屋ヲ以テ仮掛所トス、爾後事務所ト称シ、又説教所ト称セシコ

トアリ、同年十一月当市呉服町春田善四郎ノ家屋ヲ賃借シテ移

ル、同年十二月築町酒匂総五郎宅ニ移リ、十年三月宅地ヲ購買シ

テ創建セシモ、同年四月兵火ノ為ニ烏有二婦ス、同年六月金生町

西村某ノ家屋ヲ賃借シテ仮掛所トナシ、八月再ヒ兵火ニ罹リ全焼

ス、同年十一月東千石馬場（現今東千石町）重久某ノ家屋地所ヲ

租借シ仮掛所トス、十一年八月重久某ノ北隣黒木某ノ宅地ヲ買

ヒ、紀洲和歌浦性心寺本堂ヲ移シ書院台所ヲ新營ス、同年十月地

方庁ノ認可ヲ経、創テ別院ノ称号トナル、十八年十月始メ租借セ

シ重久某ノ宅地ヲ買収シ、廿二年二月同地ニ總會所ヲ建設ス、廿

四年本堂再建着手、廿九年落成、併セテ新書院及新總會所ヲ増築

ス、

一 境内坪数	式百九拾七坪	壹番地	別院名受
	式百九拾七坪	二番地	同
	式千八百五拾九坪二合三勺	三番地	同
一本堂間数	梁行式拾壹間	桁行拾八間	
一 総会所	梁行七間	桁行拾壹間半	
一新書院	梁行九間	桁行九間半	
一 旧書院	梁行八間	桁行九間半	
一 輪番役宅	梁行四間半	桁行七間半	
一 裏側承仕役宅	梁行三間半	桁行十一間半	
一 表側承仕役宅	梁行三間半	桁行十一間	
一 台所	梁行四間半	桁行七間	
一 薪屋	梁行一間半	桁行十間半	
一 茶所	梁行五間半	桁行六間	
一 門番所	梁行二間	桁行二間	
一 鐘楼	梁行二間	桁行二間	
一 仮図書館	梁行六間	桁行八間	
一 道具倉	梁行二間	桁行四間	
一 香房	梁行二間半	桁行七間半	
一 土造倉	梁行二間半	桁行三間半	
一 仏飯所	梁行一間半	桁行一間半	
一本堂番宅	梁行二間半	桁行三間	
一手洗所	梁行一間半	桁行二間	
一 両便所	十六ヶ所		
一 湯殿	参ヶ所		
一 廊下	六ヶ所		
一 仮門	六ヶ所		

8

明細書

鹿兒島県鹿兒島市長田町

真宗興正派興正寺

鹿兒島別院

一本尊 阿弥陀如来

一由緒 明治十一年五月十六日日本檀信徒協議ノ上、聞法ノ道場ヲ鹿兒島市

小川町百卅一番地ニ設置願出、同月三十日許可、同六月仮堂落成、

爾来布教中ノ所、敷地建物狹隘ニ付、明治廿七年六月廿三日鹿兒

島市長田町へ移転願出、同年九月廿五日許可、同町二四八番地、

壹千二百九十八坪七合六勺ヲ敷地下シテ購入、工事中ノ所、明治

四十四年四月十三日移転済届出、而シテ同寺境内へ鹿兒島市新町

渡辺優蔵ヨリ、隣地同所三番市街宅地五十六坪三合五勺寄附ニ

付、境内拡張願出、明治四十三年六月廿七日許可、

境内総坪数千三百五十五坪一合一勺トナル、

一本堂 壹宇 梁間九間 桁行十一間 興正寺別院名受

一庫裡 壹棟 同六間 同十四間 同

一鼓楼 壹棟 方二間半 同 同

一 総会所 壹棟 梁間六間 桁行七間 同

一 役員宿舍壹棟 同四間 同五間 同

一 寺丁部屋壹棟 同二間 同三間 同

一 門五ヶ所 便所参ヶ所 同 同

倉庫(方一間) 壹ヶ所 同 同

一 境内坪数 千三百五十五坪一合一勺 同 同

9

明細書

鹿兒島県鹿兒島市西千石町八二

大本山永平寺末曹洞宗

大中寺

- 一本尊 釈迦牟尼仏 木座像 壹位
- 一達磨大師椅上木像 壹位
- 一大権修理菩薩椅上木像 壹位
- 一宗祖大師椅上木像 壹位
- 一開山・二世・三世椅上木像 合三位
- 一今上天皇聖牌 壹位
- 一什具校割帳 壹冊

一由緒 明治四十三年三月、曹洞宗復興ノ目的ヲ以テ旧南林寺ノ再興ヲ企

テタルモ、本末系統ノ關係上衆議整ハス、依之新寺創立ノ訣議ヲ

遂ケ、大正六年六月ヲ以テ大中寺ト公称ノ認許ヲ其筋ニ得テ、大

本山永平寺ノ直末ニ列シタル也、

- 一本堂 目下設計中
- 一庫院 瓦葺四十八坪
- 一炊場 瓦葺十坪五勺
- 一物置 瓦葺七坪五勺
- 一山門 石造十五坪
- 一寺有地反別 壹反七畝廿歩五合
- 一基本金 壹千円

10 明細書

鹿兒島県大隅国『鹿兒島』郡東桜島村大字湯之二百四番戸

真宗本願寺派 光善寺

一本山 京都府下本願寺

一開基 安芸国吉田郡善正 村名及姓ハ不詳、

一創立 寛永十癸酉年四月十日

明治廿四年十月十九日移転ノ儀、地方庁許可、

一由緒 不詳、明治廿四年十月説教所ヲ廢シ、山口県長門国阿武郡萩町字

東田町光善寺移転願、同年十月十九日許可、

- 一本尊 阿弥陀如来
- 一本堂 竪六間半 横五間半
- 一庫裏 竪四間 横三間半
- 一境内地 坪数百九十五坪二合

11 明細書

鹿兒島県薩摩国『鹿兒島』郡谷山山田村字池田

真宗本願寺派

明樂寺

- 一本尊 阿弥陀如来
- 一由緒 明治十三年四月説教所設置、同十七年七月卅日以テ明樂寺ト寺号
公称出願、同十八年一月十四日許可、
- 一本堂 桁行六間 梁行五間三尺
- 一庫裏 同五間 同二間
- 一境内地 四百五十四坪 民有地寺受

12 明細書

鹿兒島県鹿兒島郡谷山町塩屋

本山真宗本願寺同派同寺末

妙行寺

一本尊 阿弥陀如来

一由緒 右寺創立ノ縁由ハ、肥前国藤津郡旧末光村二井上新左衛門ト申ス

- 者アリテ、深ク真宗ニ帰依シ自ラ剃髮シテ巨海ト更稱シ、慶長十
 四己亥年^(西カ)、肥前国旧領主鍋島加賀守ニ請テ妙行寺ヲ創立シテコ、
 二住職シ、第二世了京・第三世慶雲ニ至テ、寛文四甲辰年八月廿
 五日本山ニ詣リ、木仏並ニ寺号ヲ願ヒ、本山第十四世寂如上人ノ
 許可ヲ得、而シテ創設方地方庁へ願出、明治廿一年六月十九日許
 可、
- 一堂宇間数 桁行六間 奥行六間
 一境内坪数 四百三十三坪
 一庫裡 桁行五間 奥行四間

13

明細書

鹿兒島県薩摩国鹿兒島郡谷山町上福元字湊口<sup>四千五百九十七番口
四千五百九十八番</sup>

真宗大谷派

松雲寺

- 一本尊 阿弥陀如来
 一由緒 明治十六年五月説教場創立、明治四十五年二月十七日寺号公称許
 可、同年三月三日寺院開設、
 一堂宇間数

本堂 桁行六間二尺 梁間六間一尺
 庫裡 同四間五尺 同七間一尺

松雲寺名受

一境内坪数并地種 三百二坪 宅地 松雲寺名受

14

明細書

鹿兒島県薩摩国揖宿郡穎娃村別府

真宗本願寺派

15

明細書

鹿兒島県薩摩国揖宿郡喜入村字前浜

真宗本願寺派 善行寺

- 一本山 京都本願寺
 一開基 教誓
 一創立 寛永五代戊辰、年月日不詳、明治廿八年十月九日地方庁許可ヲ得
 テ山口県ヨリ移転、
 一本尊 阿弥陀如来
 一堂宇 横六間^(六) 横七間^(七)
 一庫裏 横三間^(三) 横七間^(七)
 一境内地 二反十歩

16

明細書

鹿兒島県揖宿郡揖宿村十二町

本山本願寺

真宗本願寺派 乗船寺

- 一本尊 阿弥陀如来
 一由緒 寺院格許可、明治卅年五月十四日、

17

明細書

鹿兒島県薩摩国揖宿郡穎娃村郡

真宗興正派

勝縁寺〔縁カ〕

一本尊 阿弥陀如来

一由緒 明治卅三年十月廿六日寺院創設許可、同年十一月開設、

一本堂 桁行七間 梁間五間

一庫裡 同拾間 同六間

一境内敷地 一反二畝廿七步 民有第一種 勝縁寺〔縁カ〕名受

18

明細書

鹿兒島県薩摩国揖宿郡山川村岡兒ヶ水

真宗本願寺派

西勝寺

一本尊 阿弥陀如来

一由緒 明治卅三年四月九日同寺創設ノ許可ヲ得、同年十二月一日開設、

一本堂 桁行七間三尺 梁間六間

一庫裡 桁行五間三尺 梁間三間

一現境内 壹反拾五步 民有第一種

19

明細帳

鹿兒島県薩摩国揖宿郡穎娃村仙田

一本堂 桁行七間 梁行九間

一庫裏 同九間 同五間半

一境内坪数 四百八十五坪 郡村宅地 寺名受

真宗興正派

大円寺

一本尊 阿弥陀如来

一由緒 明治卅一年十月十二日説教所許可、同卅五年六月廿五日寺院創設

許可、同年七月十五日開設、

一本堂 壹棟 桁行六間 梁間五間

一庫裡 壹棟 桁行七間半 梁間五間

一境内 反別一反一畝廿步 民有第一種大円寺名受

20

明細帳

鹿兒島県薩摩国揖宿郡穎娃村仙田

真宗本願寺派

浄念寺

一本尊 阿弥陀如来

一由緒 明治卅五年六月廿五日寺院創設許可、同年七月十二日開設、

一本堂 壹棟 桁行七間三尺 梁間六間

一庫裡 壹棟 桁行六間三尺 梁間四間三尺

一本門 幅壹間三尺

一境内反別 一反二畝步 民有第一種浄念寺名受

21

明細書

鹿兒島県薩摩国揖宿郡山川村福元

真宗本願寺派

正龍寺

一本尊 阿弥陀如来

一由緒 明治廿二年七月十九日説教所地方庁御許可ノ際、予テ本山ヨリ阿

弥陀如来ノ御降座ヲ申請シ来リアリシヲ安置シ、爾来信徒一般信
仰罷在候処、説教所ノ儘ニテハ万事不都合ヲ来シ候故、明治卅九
年九月寺院創設ヲ出願シ、同年十二月廿五日正龍寺ト寺院創設御
許可セラレ、明治四十年一月一日開設、

一堂宇間数

- 本堂坪数 卅六坪 老棟 桁行六間 梁間六間
- 庫裡坪数 二十坪 老棟 同五間 同四間
- 一境内反別 壹反壹畝歩 民有第一種 同寺名受
- 一貸付金 壹千円

〔西勝寺の記載あり。18と重複のため朱書にて抹消せり〕

22 明細書

鹿兒島県薩摩国川辺郡知覽村

真宗本願寺派

光寿寺

一本尊 阿弥陀如来

一由緒 寺号公称許可、明治卅一年六月廿四日、

〔頭注〕「明治卅一年五月廿四日指令甲三第七五二号創設許可、同年七月六日

開設

- 一本堂庫裡兼用 桁行九間 梁行七間
- 一台所 桁行三間 梁行弐間
- 一境内坪数并地種 式反參畝十九歩

23 明細書

鹿兒島県薩摩国川辺郡西南方村坊

本山 本願寺末

真宗本願寺派 龍巖寺

一本尊 阿弥陀如来

一由緒 明治十七年十二月十五日内務省ノ許可ヲ得、説教所ヲ設置ス、明

治卅一年四月廿九日龍巖寺ト公称スル事、地方庁ノ許可ヲ得、

一本堂 桁行七間半 梁行八間半 坪数六十三坪七合五勺

一庫裡 同四間半 同七間半 坪数卅三坪七合五勺

一境内 坪数 三百三十五坪

字中坊六千九百六十番・六千九百四十四番

民有第一種龍巖寺名受

24 明細書

鹿兒島県川辺郡西南方村大字泊二百五十二番一号

真宗本願寺派 摂光寺

一本尊 阿弥陀如来

一由緒 明治十七年七月二日内務省ノ許可ヲ得テ説教所ヲ設置シ、明治卅

二年三月十五日地方庁ノ許可ヲ得テ摂光寺ト公称ス、

一本堂 桁行五間三尺 梁行六間

一庫裏 桁行五間 梁行二間三尺

桁行六間 梁行三間

一境内坪数 五百五十三坪 民有地第一種 摂光寺名受

25 明細書

鹿兒島県薩摩国川辺郡川辺町字平山百九十一番戸ノ一号

京都市真宗本願寺派

瑞芳寺

- 一本尊 阿弥陀如来
- 一由緒 明治十七年十二月十五日内務省認可ノ上説教所設立、明治卅一年
五月落成届出、
廿日付地方許可ノ上瑞芳寺公称、
- 一本堂 桁行八間 梁行八間三尺
- 一庫裏 同二間 同六間三尺
- 一客殿 同四間三尺 同四間
- 一境内地 壹反七畝廿步 寺名受

明細書

鹿児島県薩摩国川辺郡枕崎町枕崎

本山本願寺末

真宗本願寺派 西光寺

一本尊 阿弥陀如来

一由緒 明治十四年十月四日内務省ノ許可ヲ得、説教所ヲ設置ス、同卅年

七月十日西光寺ト公称スル事、地方庁ノ許可ヲ得、

一本堂 桁行九間半 坪数八十五坪

一庫裏 同十間 同卅五坪

一境内坪数 六百十九坪 民有地第一種 寺名受

明細書

鹿児島県川辺郡万世町唐仁原

真宗本願寺末寺

『真宗本願寺派』 顕証寺

〔頭注〕『昭和九年五月二十九日、九年鹿部八号、派名訂正』

一本尊 阿弥陀如来

一由緒 明治十一年四月十八日内務省許可ヲ得テ説教所ヲ建築シ、同十八

明細書

鹿児島県薩摩国川辺郡枕崎町枕崎

真宗大谷派本願寺末

称讚寺

一本尊 阿弥陀如来

一由緒 明治卅三年十月十二日寺院創設許可、明治卅四年十一月一日開設、

一本堂 壹棟 六間

一庫裏 壹棟 六間

一土蔵 壹棟 三間

一小屋 壹棟 二間反

一境内反別 壹反六畝廿六步 民有第一種 称讚寺名受

明細書

鹿児島県薩摩国川辺郡笠砂村片浦字小浦

真宗本願寺派 光明寺

一本尊 阿弥陀如来

一由緒 明治十二年十二月説教所開設許可、同卅五年一月十一日寺院創設許可、同年二月六日開院、

- 一本堂 壺棟 桁行六間 梁間六間
- 一庫裏 壺棟 同四間三尺 同七間
- 一附屬木屋 壺棟 同壺間 同二間
- 一境内反別 壺反式畝七步 民有第一種 寺受

30 明細書

鹿兒島県薩摩国川辺郡枕崎町

真宗本願寺派 本山本願寺末

一本尊 阿弥陀如来

- 一由緒 明治十一年九月許可ヲ得、宮崎県宮崎上ノ町へ説教所ヲ設立シ、同十八年七月鹿兒島県下川辺郡枕崎町へ移転シ、同十九年二月寺号公称許可、
- 一本堂 桁行九間三尺 梁行八間三尺
- 一庫裏 同八間 同四間
- 一境内 二百九十八坪 民有地 寺受

31 明細書

鹿兒島県管下薩摩国川辺郡西南方郷久志村

本山本カ寺願寺末

真宗本願寺派 広泉寺

一本尊 阿弥陀如来

- 一由緒 明治十二年八月卅一日地方庁許可ヲ得テ説教所ヲ建設、後チ説教所ヲ廢シ、該所へ京都府下山城国下京区第廿三組本願寺門前町広

泉寺移転ノ義ヲ地方庁へ出願ノ処、明治十八年四月八日移転許可、

- 一本堂 堅ツツ拾間 横九間
- 一庫裏 堅ツツ三間 横五間
- 一境内地 五百八十五坪六合 民有地 寺受

32 明細帳

鹿兒島県薩摩国川辺郡笠砂村片浦

真宗本願寺派 本誓寺

一本尊 阿弥陀如来

- 一由緒 明治十六年四月十九日説教所設立許可、卅九年二月廿八日本誓寺創設許可、同年三月十九日寺院開設、
- 一本堂 壺棟 梁行七間 桁行八間
- 一庫裏 壺棟 梁行三間半 桁行六間
- 一現境内 壺反参歩
- 一維持金 国庫債券 壺千円
- 一同 現金 五百円

33 明細帳

鹿兒島県川辺郡川辺町字平山七千番地ノ一号

本山本願寺末

真宗大谷派 光徳寺

一本尊 阿弥陀如来

- 一由緒 明治十三年八月十四日説教場設立許可、明治四十一年一月卅一日寺院創設許可、同年四月一日寺院開設、
- 一本堂 壺棟 梁行八間 桁行八間

34

- 一 庫裡 壹棟 梁行三間半 桁行三間
- 一 倉庫 壹棟 梁行三間 桁行二間
- 一 物置 壹棟 梁行三間 桁行二間
- 一 現境内反別 二反六畝六步 民有地第一種光徳寺名受

明細書

鹿兒島県管下川辺郡笠砂村片浦字阿房平一万六千二百五十九番ノ三・
同番ノ四、字立神平一万六千二百五十七番

真宗本願寺派 西法寺

一本尊 阿弥陀如来 立像一体

宗祖大師 画像一幅

恵灯大師 同

一 由緒 明治十六年四月十九日内務省ノ認可ヲ得、説教所設立、明治四十二年三月四日寺院創設許可、同四十三年二月十日寺院開設ノ旨届出、

一堂字間数

本堂 桁行六間 梁間六間

庫裡 同五間三尺 同四間

便所 同一間 同一間 西法寺名受

一境内坪数并地種 宅地 三百八十九坪二合八勺 同

35

明細書

鹿兒島県管下薩摩国川辺郡知覧村南別府字後尾二万六千五百九十一番
地口号

真宗本山本願寺派本願寺末

真宗本願寺派 法泉寺

36

- 一本尊 阿弥陀如来
- 一 由緒 明治十四年説教所設置許可、明治四十五年二月廿三日法泉寺卜公称、寺院創立許可、同年四月廿五日開設、
- 一堂字間数

本堂 桁行七間 梁間七間二尺

庫裡 桁行九間 梁間二間三尺

附玄關階段 三坪 廊下一坪五合

風呂場・便所 各一坪

合計八十坪式合五勺 法泉寺名受登記済

一境内坪数並地種 宅地 七百坪 法泉寺名受登記済

明細書

鹿兒島県薩摩国川辺郡笠砂村大浦字西ズイケ田七七四〇番壹、七七四二番壹、七七六四番式、字東ジガ田七八〇九番壹
真宗本願寺派 西福寺

一本尊 阿弥陀如来

一 由緒 明治四十四年四月四日西福寺卜公称、寺院創設願出、大正二年六月十八日許可、大正五年二月一日開設届出、

一堂字間数

本堂 八十二坪五合 寺名義登記済

庫裡 二十坪 同

便所 式坪 同

一境内坪数并地種 九百四十坪 四筆併合 同

37

明細書

鹿兒島県川辺郡西南方村久志字寺上、千八百九十八番イ、同千八百九

十七番乙、

真宗本願寺派 淳厚寺

一本尊 阿弥陀如来

一由緒 明治十三年三月十七日説教所設置許可、大正三年二月十二日淳厚

寺卜公称、寺院創立願出、同年九月九日許可、同年十二月卅日寺

院開設届出、

一堂字間数

本堂 桁行五間三尺 庫裡 桁行五間 梁行五間三尺 梁行七間

玄關建物 桁行一間 梁行一間三尺

役僧部屋 桁行二間 梁行一間三尺

湯殿并物置 桁行二間 梁行一間三尺

廊下 桁行三尺 梁行五間

公衆用便所 壹坪 以上、寺院名義登記済

一境内坪数并地種 三百七十四坪 寺名義登記済

38

明細書

鹿兒島県川辺郡万世町小湊字丸塚町四百廿三、四百卅六、四百卅七、

四百四十一番ノ口、

真宗大谷派 本願寺末

浄願寺

一本尊 阿弥陀如来

一由緒 明治十三年二月十五日説教所設置許可、大正四年六月一日浄願寺

卜公称、寺院創立願出、同五年十月十四日付許可、大正六年九月

一日寺院開設届出、

一堂字間数

本堂 間口九間 奥行七間半 附属向拝 間口三間 奥行二間

一境内坪数并地種

庫裡 三十三坪 物置 六坪 宅地 四百卅七坪 浄願寺名義

内訳

四百三十三番地 三百卅三坪

四百三十六番地 四十五坪

四百三十七番地 四十九坪

四百四十番地口号 十坪

39

明細書

鹿兒島県川辺郡知覧村郡壹万六千七百六十五番地

真宗大谷派 大心寺

一本尊 阿弥陀如来

一由緒 明治十三年三月廿四日説教場設置許可ノ処、大正七年九月卅日大

心寺創立ノ件許可セラレ、大正九年十月十九日寺院開設、

一境内 鹿兒島県川辺郡知覧村郡字新野町一万六千七百六十五番地外六筆

一宅地 八百七十二坪

一山林 壹町貳反歩

一本堂 間口九間 奥行十二間 附属向拝 間口二間 奥行二間半 此坪数百四坪七合五勺

一庫裡 間口六間 奥行八間 其他附属建物 此坪数五十二坪半

一物置 間口三間 奥行二間 此坪数六坪

40

明細書

鹿兒島県川辺郡勝目村上山田一九一五番地

真宗大谷派 永勝寺

一本尊 阿弥陀如来

一由緒 明治十五年三月十五日説教場設置許可ノ処、大正七年十一月十八日永勝寺卜創立願出、大正八年四月廿九日許可、大正十年九月二十一日寺院開設、

一堂宇間数

一本堂 奥行七間 間口六間 疊五十枚
一庫裡 奥行九間 間口三間半 疊三十一枚
一物置 奥行二間 間口三間 二棟
一境内坪数 四百四拾坪
一基本財産 貳千五拾円

41

寺院明細書

鹿児島県薩摩国日置郡伊集院町下谷口

本山 本願寺

真宗本願寺派 大光寺

一本尊 阿弥陀如来

一由緒 説教所許可、明治十三年三月三日、

寺院創設許可、明治卅一年四月一日、

一堂宇 桁行七間 梁行七間

一庫裡 桁行六間 梁行拾間半

一境内坪数並地種 四百八十六坪 民有地第一種 大光寺

42

明細書

鹿児島県薩摩国日置郡西市来村大字港町

真宗本願寺派 西村寺

一本山 京都府下本願寺

一開基 釈道教

一創立 文久元酉年月日不詳、明治廿七年十月十日願濟、京都府ヨリ移転、
一本尊 阿弥陀如来
一堂宇 横七間 堅七間
一庫裡 横二間 堅八間

一移転敷地反別 二反六畝十五歩

持主 海江田平治
永松宇吉

43

明細書

鹿児島県薩摩国日置郡伊集院町大字竹之山百六番戸

真宗大谷派 本願寺末寺

願立寺

一本尊 阿弥陀如来

一由緒 創立年代及由緒不詳、当寺ハ從來、奈良県大和国平郡三郷村大字

立野ニアリシカ、檀家少数ニシテ永続維持ノ目途相立タス、依テ

当地ニアリシ説教所ヲ廢シ、明治廿九年一月九日願濟ノ上、明治

廿九年五月十八日移転ス、

一堂宇間数 奥行七間 横五間 但、椽マテ

一庫裏 控座敷三間二三間半

台所 堅六間半 横二間 但、椽マテ

一境内坪数并地種 三百八拾八坪 民有地

一境内地名受 寺受

一境内仏堂 無シ

44

明細書

鹿児島県薩摩国日置郡田布施村尾下

真宗本願寺派 福田寺

- 一本尊 阿弥陀如来
- 一由緒 明治廿七年五月廿四日説教所設置許可、同三十一年六月十八日福田寺創設許可、
- 一本堂 桁行八間 梁行七間半
- 一庫裡 同十二間 同二間半
- 一釜屋 同三間 同二間半
- 一湯殿 同二間 同尙間
- 一現境内地畑反別 壹反八畝十三歩 民有地 福田寺

45 明細書

- 鹿兒島県薩摩国日置郡東市来村伊作田
- 真宗大谷派 松秀山鶴城寺
- 一本尊 阿弥陀如来
- 一創設 明治卅二年六月九日許可、
- 一本堂 桁行六間 梁行六間 卅六坪
- 一庫裡 座敷 桁行五間半 梁行四間 添屋 桁行四間 梁行二間 三十坪
- 一現境内反別 壹反八畝十三歩 民有地第一種 寺名受

46 明細書

- 鹿兒島県薩摩国日置郡永吉村
- 真宗興正派 本山興正寺末寺
- 光專寺
- 一本尊 阿弥陀如来
- 一由緒 明治卅四年三月九日寺院創設許可、同月廿二日開設、

- 一本堂 桁行六間 梁間六間
- 一庫裡 桁行式間 梁間尙間半
- 一庫裡 桁行六間 梁間四間 明治卅五年八月迄二新築スヘキモノ、
- 一物置 桁行式間 梁間尙間半
- 一境内 壹反參畝拾歩 民有第一種 光專寺名受

47 明細書

- 鹿兒島県日置郡伊作町小野字小原
- 真宗興正派 最勝寺
- 一本尊 阿弥陀如来
- 一由緒 明治卅四年三月九日寺院創設許可、同月廿五日開設、
- 一本堂 桁行六間 梁間五間
- 一庫裡 桁行七間半 梁間四間
- 一物置 桁行式間 梁間二間半
- 一現境内反別 二反拾歩 民有第一種 最勝寺名受

48 明細帳

- 鹿兒島県管下薩摩国日置郡伊作町中之里八六二番地
- 真宗興正派 巖浄寺
- 阿弥陀如来
- 一本尊 阿弥陀如来
- 一由緒 明治卅四年六月廿九日寺院公称許可、同年八月卅一日開設、
- 一本堂 壹棟 但シ庫裡兼用、外給侍扣処、造添便所二ヶ所、此総坪数六十五坪
- 一境内 壹反三歩 民有第一種 巖浄寺名受

49 明細書

鹿兒島県管下薩摩国日置郡串木野村下名

本山本願寺末

真宗本願寺派 願船寺

一本尊 阿弥陀如来

一由緒 明治十七年五月二日本願寺派説教所建立、明治十八年八月六日寺

号公称許可、

一本堂 堅十一間 横六間半

一庫裡 堅七間 横四間

一境内地 四百拾七坪 民有地 寺受

50

明細書

鹿兒島県薩摩国日置郡西市来村湊

真宗大谷派本山本願寺末

浄泉寺

一本尊 阿弥陀如来

一由緒 明治十一年十一月十日附ヲ以テ説教場開設ノ御許可ヲ受ケ、爾来

廿五年間継続シ、明治卅五年四月十日附ヲ以テ寺院創設、寺号ヲ

浄泉寺ト公称ノ件御許可、同年五月二日寺院開設、

一本堂 桁行六間 梁行五間半

一庫裏 桁行九間 梁行式間

一境内坪数并地種 壹反壹畝十七步 民有第一種 寺受

51

明細帳

鹿兒島県薩摩国日置郡阿多村宮崎

真宗興正寺派興正寺末

瑞光寺

一本尊 阿弥陀如来

一由緒 明治卅四年十月十六日寺院創設許可、同卅五年十月十四日開設、

一本堂 壹棟 桁行七間 梁間六間

一庫裡 壹棟 同五間 同五間

一物置 壹棟 同式間半 同式間

一現境内反別 壹反式畝十九步 民有第一種 瑞光寺名受

一資本金 壹千円

52

明細帳

鹿兒島県日置郡伊集院町

永沢寺末

曹洞宗 妙円寺

一本尊 釈迦牟尼仏

一由緒 明徳元庚午年創建、旧薩藩主島津義弘之牌所之處、明治三年廢寺、

同十三年十月十五日再興許可、

一本堂 五間四方

一庫裡 三間半四方

一境内 百五十坪 坂元次郎受

53

明細帳

鹿兒島県日置郡日置村

真宗本願寺派 明信寺

一本尊 阿弥陀仏立像

一由緒 明治十一年五月五日地方庁ノ許可ヲ受、説教所建設、同十六年三

月十二日寺号公称許可、

一本堂 桁行九間 梁行九間

- 一 庫裡 同六間 同二間半
- 一 境内 四百八十一坪 明信寺受

54 明細帳

鹿兒島県日置郡吉利村百四番戸第一号

真宗大谷派 本山本願寺末

清浄寺

一本尊 阿弥陀如来

一 由緒 明治十二年十月説教場設立許可、明治卅五年十一月廿九日説教場

ヲ廢シ寺号公称許可、同卅六年二月十九日寺院開設、

一本堂 梁間七間半 桁行七間半

一 庫裡 同二間半 同九間半

一 現境内反別 壹反壹畝拾七步 民有第一種 清浄寺名受

一 資本金 八百円

55 明細書

鹿兒島県薩摩国日置郡田布施村池辺

真宗本願寺派 本光寺

一本尊 阿弥陀如来

一 由緒 明治十三年四月二日説教所許可、明治卅七年三月十一日日本光寺創

設許可、明治卅七年三月十六日開設、

一本堂 桁行七間三尺 梁行五間三尺

一 庫裡 桁行六間三尺 梁行五間三尺

一 現境内地 壹反九畝廿六步 民有地第一種 寺名受

一 永統資金 壹千貳百円

56 明細帳

鹿兒島県薩摩国日置郡田布施村大野

真宗本願寺派 西海寺

一 由緒 明治卅七年七月十一日説教所許可、卅九年四月廿四日寺院創設許

可、同年五月三日開設、

一本堂 桁行七間壹尺 梁行八間三尺

一 庫裡 桁行五間三尺 梁行五間

一 小屋 桁行三間 梁行貳間

一 境内地 壹反壹畝廿三步

一 永統資金 壹千五拾円

57 明細書

鹿兒島県管下薩摩国日置郡伊作町湯之浦字上ノ園^{一三五九二}_{二五九三番}

真宗本願寺派 常樂寺^{一三九九七}

一本尊 阿弥陀如来

一 由緒 明治十三年三月十八日説教所設置許可、明治四十三年九月九日寺

院創設願出、同四十四年四月七日許可、同四十五年四月三日開設、

一堂字間敷 本堂 奥行七間三尺 間口六間三尺 常樂寺名受登記済

庫裡 奥行七間 間口五間三尺 同

便所 參ヶ所 各五合 同

一 境内坪数并地種 三百五十九坪(宅地二百二十八坪) 畑四畝十一歩 同

58 明細書

鹿兒島県日置郡上伊集院村石谷字栢頭^{三千七百七十三番地}_{三千七百七十二番地}

真宗本願寺派 永福寺